

税額控除制度について

岸和田市社会福祉協議会へご寄附いただく場合の優遇税制について

岸和田市社会福祉協議会は、大阪府より【税額控除対象法人】の証明を受けました。平成25年度3月21日以後の当協議会への寄付金は、**所得税の税額控除の対象**となります。（所得控除との選択適用）

（平成25年3月20日以前の寄付金は、所得税の所得控除のみ対象となります。）

控除額の計算方法

$$\left(\begin{array}{c} \text{※1} \\ \text{税額控除対象} \\ \text{寄付金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{※2} \\ \text{2千円} \end{array} \right) \times 40\% = \begin{array}{c} \text{※3} \\ \text{税額控除額} \\ \text{(この金額が所得税額} \\ \text{から控除されます)} \end{array}$$

- ※1 所得控除のみ対象の寄付金額と合わせて、総所得金額の40%を限度
- ※2 所得控除のみ対象の寄付金額がある場合は、
（2千円－所得控除のみ対象寄付金額）（）内がマイナスの場合はゼロ
- ※3 所得税額の25%を限度

平成25年度3月21日以後の当協議会への寄付金は、多くの場合、所得控除より税額控除の適用を受ける方が、所得税額が少なくなります。制度の詳細は税務署にてお尋ねください。

寄付金控除の適用を受けるには確定申告が必要です

【例】

公的年金の収入金額：252万円
公的年金等控除後の金額：132万円
寄付金控除以外の所得控除額：114万円
源泉徴収税額：9,000円

平成25年中の当協議会へのご寄付
平成25年3月21日以後：5,000円

$$\begin{array}{c} \text{※1} \\ (5,000 - 2,000) \end{array} \times 40\% = 1,200 \text{円} \quad \dots \quad \begin{array}{c} \text{※3} \\ \text{税額控除額} \end{array}$$

$$\text{※1} \quad 5,000 \leq 132 \text{万} \times 40\%$$

$$\text{※3} \quad 1,200 \leq 9,000 \times 25\%$$

確定申告をし、税額控除の適用を受けると1,200円が還付されます。

同じ条件で、所得控除の適用を受けることを選択すると、150円の還付となります。